

静岡県警察行政活動評価要綱の制定について

(平成20年3月18日例規第64号)

みだしのことについては、別添のとおり定め、平成20年4月1日から施行することとしたので通達する。

別添

静岡県警察行政活動評価要綱

第1 目的

この要綱は、県警察が行う行政活動の評価に関し、基本的事項を定めることにより、行政活動の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の行政活動への適切な反映を図り、もって警察行政の生産性の向上に資するとともに、県民に説明する責任を遂行することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、「行政活動」とは、静岡県総合計画に定める目的を実現するために、企画し、立案し、又は実施する警察行政上の一連の活動をいう。

第3 行政活動の評価の在り方

- 1 行政活動については、適時に、その効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該行政活動に適切に反映させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、次に掲げる手順により行うものとする。
 - (1) 行政活動の目的及び目標並びに当該目的を達成するための手段の体系について明らかにする。
 - (2) 行政活動の目的及び目標の達成状況、手段の妥当性並びに県民と共有する課題の把握を行い、当該行政活動を改善させる方向性について示す。

第4 評価の実施

1 総括評価者

- (1) 県本部に総括評価者を置き、警務部長をもって充てる。
- (2) 総括評価者は、行政活動の評価に関する事務を総括するものとする。

2 副総括評価者

- (1) 県本部に副総括評価者を置き、警務課長をもって充てる。
- (2) 副総括評価者は、総括評価者を補佐し、各部の行政活動の評価の取りまとめを行うものとする。

3 部評価者

- (1) 県本部の各部に部評価者を置き、各部の庶務担当課長をもって充てる。
- (2) 部評価者は、当該部における行政活動の評価を取りまとめ、調整するものとする。

4 評価者

- (1) 県本部の行政活動を担当する所属に評価者を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 評価者は、当該所属が所管する行政活動の評価を行うものとする。

5 評価取扱主任者

- (1) 県本部の行政活動を担当する所属に評価取扱主任者 1 人を置き、評価者が警部又はこれと同等の職格にある警察行政職員の中から指名するものをもって充てる。
- (2) 評価取扱主任者は、当該所属が所管する行政活動の評価を取りまとめ、その内容を記載した書面（以下「評価書面」という。）を作成するものとする。

第 5 評価書面の公表

前記第 4 の規定により行政活動の評価を実施したときは、当該評価に係る評価書面を公表することとする。

第 6 県議会決算特別委員会への提出

公表された評価書面について、県議会決算特別委員会に提出するものとする。

第 7 県民の参加

行政活動の評価に関する事項について、県民の意見を述べる機会を確保し、当該意見が行政活動に適切に反映されるよう努めるものとする。

第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。